

地方独立行政法人大阪市博物館機構にかかる評価の考え方について（案）

令和元年 11 月 20 日

1 趣旨

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）にかかる評価は、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、年度計画、中期計画の進捗状況等を目標の達成状況や具体的な事例等により評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び大阪市ミュージアムビジョンに掲げる「都市のコアとしてのミュージアム」の実現に資することとする。
- (2) 市民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。
- (3) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、事業年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を「項目別評価」と「全体評価」により行う。
 - ① 事業年度評価の項目別評価は、中期計画及び年度計画に基づく中項目で行う。
 - ② 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の項目別評価は、中期計画に基づく中項目で行う。
- (2) 「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項を中項目ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、大阪市長（以下「市長」という。）が評価を行う。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の合計点を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。

4 項目別評価の具体的方法

評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 市長による評価 の手順で行う。

(1) 法人による自己評価

- ① 法人は、年度計画の中項目ごとの進捗状況について1～5の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。自己評価にあたっては、中項目ごとに特に重要となる小項目について、定量的な指標に基づき自己評価することを基本としたうえで、その他の小項目を加味し、自己評価することとする。

- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）など、地方独立行政法人大阪市博物館機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成31年4月1日施行）に定める事項を記載する。
- ③ 自己評価の区分は次のとおりとする。
- 5・・・年度計画を大幅に上回って実施している
 - 4・・・年度計画どおり順調に実施している
 - 3・・・年度計画をおおむね計画どおり実施している
 - 2・・・年度計画を十分に実施できていない
 - 1・・・年度計画を実施できていない（未実施）
- ④ 業務実績報告書には、特記事項として、特筆すべき取組や遅れている取組の理由、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

(2) 市長による評価

- ① 市長において、法人の自己評価、目標設定の妥当性及び目標への取組等を総合的に検証し、年度計画の中項目ごとの進捗状況について、1～5の5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。
- ③ 市長による評価と法人の自己評価が異なる場合は、市長が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。
- ④ 市長において、項目別評価の合計点を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的に「全体評価」を行う。

5 全体評価の具体的方法

市長において、項目別評価の合計点を踏まえ、事業年度評価を行う際は、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、また中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を行う際は、当該中期目標期間における業務実績全体について評価を行う。

評価区分	項目別評価点（合計）	評価内容	
S	80点以上	特筆すべき進捗状況	
A	70点以上	計画どおり	
B	60点以上	おおむね計画どおり	計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組状況は評価できる又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合
C	60点未満	計画を十分に実施できていない	計画の未達成項目があり、法人の取組状況が不十分である場合
D	40点未満	重大な改善事項あり	計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等

6 評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、各事業年度に該当する業務実績報告書を作成し、市長に提出する。(業務実績報告書の作成に当たっては、別紙様式を参照。)【6月末まで】
- (2) 市長において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、評価(案)を作成する。【7～8月】
- (3) 評価委員会の意見聴取を行い、評価(案)を取りまとめる。
- (4) 評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。
- (5) 市長において、評価委員会における意見表明の結果等を踏まえ、評価を決定する。【9月】